

居宅介護支援事業所 きびハイツ 運営規程

（事業の目的）

第 1 条 社会福祉法人アミカルが開設する、居宅介護支援事業所 きびハイツ（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 （１）事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

（２）事業に実施にあたっては、利用者の意思及び人格に尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、公正・中立に行う。

また、市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （１）名 称 居宅介護支援事業所 きびハイツ
- （２）所在地 岡山県加賀郡吉備中央町上野 1 8 8 3 - 5

（職員の職種、員数及び職務内容）

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- （１）管理者 1 名（常勤・兼務）
管理者は事業所の従業員の管理および職務の管理を統括する。
- （２）介護支援専門員 若干名（常勤、非常勤・専従）
介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供にあたる。
- （３）事務職員 若干名（非常勤）
必要な事務を担当する。

(事業所の営業および営業時間)

第5条 事業所の営業および営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8時30分より17時30分までとする。
ただし、電話等により24時間連絡可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談をうける場所 事業所相談室 他
- (2) サービス担当者会議開催場所 事業所会議室 他
- (3) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 毎月1回以上

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護サービス計画の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者、その他の者との連絡調整
- (3) その他の便宜の調整

(利用料その他の費用の額)

第8条 利用料その他の費用の額は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額によるものとする。
- (2) 通常の事業の実地地域以外の居宅を訪問して行う、指定居宅介護支援に要した交通費は、実施地域を越えてから1Km当たり10円を実費徴収する。
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名押印を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

第9条 事業所の通常の事業実施は、吉備中央町・高梁市・岡山市（旧灘崎町を除く）・総社市・倉敷市・浅口市（旧寄島町を除く）を区域とする。

(虐待防止に関する条項)

第 10 条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための担当者を選任し、次の措置を講じるものとする。

- 2 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年 1 回以上）
- 3 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法の検討
- 4 その他虐待防止のために必要な措置

(その他運営に関する重要事項)

第 10 条 指定居宅介護支援事業所、以下の乗降に留意して事業を行うものとする。

- (1) 事業所は介護支援専門員の資質向上を図るため研修機会を設け、業務体制を整備する。
- (2) 従業者は業務上知り得た秘密を保持する。
- (3) 従業者であったものに、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持されるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人アミカルと事業所の管理との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

平成 17 年 5 月 26 日	一部改定
平成 18 年 4 月 1 日	一部改定
平成 22 年 8 月 27 日	一部改定
平成 23 年 4 月 1 日	一部改定
平成 29 年 11 月 1 日	一部改定
令和 6 年 4 月 1 日	一部改訂